

## 調査猶予確認後に必要な手続き

調査猶予確認後には①～③の手続きが発生する場合があります。ご不明点ありましたら、問い合わせ先へご連絡ください。各様式は大田区HPの「土壤汚染対策」からダウンロードできます。

### ① 土地の現況報告書

調査猶予の確認を受けた土地建物の状況について「土地建物等の現況報告書」で年1回の報告をしてください。

### ② 調査猶予確認事項変更届出書（環境確保条例第116条第2項）

確認を受けた土地について、下表の内容を変更する場合は「調査猶予確認事項変更届出書」を記載の上、事実を証する書類を添付して届出をしてください。

届出期限	変更内容	具体例
変更前	・ 確認を受けている土地の場所	・ 土地の一部を売却する。 ・ 建物の一部を解体する。
	・ 確認を受けている土地について予定されている利用の方法	・ 事務所として利用していたが、テナントとして貸出しを行う。
	・ 確認を受けている土地において調査の実施が困難である理由	・ 建物を解体する。
変更後から遅滞なく	・ 確認を受けている者の氏名又は名称	・ 法人の名称が変わった。 ・ 婚姻等により氏名が変わった。
	・ 確認を受けた者の地位の承継	・ 申請者の地位を相続した。 ・ 法人が合併、分割した。
	・ 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先（申請者以外に所有者等がいる場合）	・ 土地を売買して所有者が変わった。

### ③ 確認の取り消し（環境確保条例第116条第3項）

以下のいずれかの事由に該当する場合は、調査猶予の確認が取り消しとなり、土壤汚染状況調査を実施していただく必要があります。

- 確認を受けた土地の全部または一部が確認の要件を満たさない状況になった。  
※確認の要件：AとBの両方に該当する状況。
  - A) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないこと。
  - B) 建物等があり調査の実施が困難であること。
- 確認を受けた土地について変更の届出をしなかった。
- 虚偽の届出を行った。

### ▼問い合わせ先▼

大田区資源環境部 環境政策課 広域監視・調査 土壤汚染担当  
東京都大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1367 FAX：03-5744-1532